

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

大学の組織倫理確立の基本として「学則」のほか、教職員の組織倫理について定めた以下のような規則、規程及び内規を制定している。

- ・就業規則
- ・名古屋経済大学専任教員服務内規
- ・名古屋経済大学院セクシュアル・ハラスメント防止規程
- ・名古屋経済大学院セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程
- ・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止規程
- ・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程
- ・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部情報センター規程
- ・名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部個人情報の保護に関する規程
- ・名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部教員の科学者としての行動規範

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

「大学院委員会」「評議会」をはじめ、教学部門と管理部門とも、組織倫理に関する諸規程を基本に運営している。

セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会は、セクシュアル・ハラスメントは人権の侵害であり、学生及び教職員が研究、勉学、業務、その他大学生活を営むうえでの環境を悪化させるものとの認識に立って、この防止・排除のために、「セクシュアル・ハラスメント防止規程」及び「セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程」に則り、学生、教職員の心理的・身体的安全が守られる環境の維持に努めている。また、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設けており恒常的に相談に応じることができるようにしてある。

個人情報保護については、規程に基づき「個人情報保護委員会」を設置し、個人情報の収集、管理、利用、開示及び提供について、技術的、組織的な対策を講じ、規程にしたがって厳格に実施している。またこの問題について学生の理解と協力を求めるため、『大学院要項』及び『学生生活ハンドブック』に「個人情報保護に関する本学の取り組み」を掲載している。

個人情報の取り扱いについては規程を遵守し適切に運用している。また、科学者の行動規範については研究者として社会的責任に関して一層の自覚を促すため、周知徹底を図っている。

(2) 11-1 の自己評価

大学の基本としての「学則」に基づいて、組織倫理に関する規程が定められており、基本的な運営・機能の整備をなし確立している。また、各規程については、文部科学省の指

導にしたがいながら大学を取り巻く社会環境の変化に合わせて随時、見直している。

構成員の間で組織倫理に関する情報共有をさらに推進することが課題である。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学として適切な運営体制は整っているが、組織の運営をスムーズに行う上において、さらに各機関の調整及び連携強化を図る体制を具体的に整える。また、組織倫理の確立を高めるため、情報共有の方策を検討する。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学では平成 17（2005）年度まで、明確な危機管理体制が整備されていなかったため、平成 18（2006）年度より危機管理に関わる業務を校務分掌として総務部に位置づけ、総務部を中心とする全学的な危機管理体制を構築しつつある。

平成 17（2005）年度には『地震対策マニュアル』を作成し、学生に配布した。このマニュアルは以後毎年新生に配布している。

また、平成 18（2006）年度に地震・火災を想定した避難訓練を全学一斉に行った。はじめての訓練であったが学生、教職員に防災意識の啓発と向上を図る貴重な場となった。避難訓練を年間計画の中に位置づけ、地元消防署と連携し毎年訓練を積み重ねている。

とりわけ平成 19（2007）年度には直下型地震の発生を想定した「尾張東部 5 市合同消防訓練」が本学において実施され、その一環として「自衛消防隊」の編成と訓練がなされた。

(2) 11-2 の自己評価

規程・制度などの整備が不十分であったため、平成 17（2005）年度以降は積極的にその整備対応をすすめてきた。しかし、その進捗状況は十分でなく、したがって学生、教職員などに防災意識が浸透したとはいえない。

学生の交通事故防止に対しては、学生委員会、学生課が中心となり春の交通安全運動、秋の交通安全運動のそれぞれの期間に、交通安全意識の向上を働きかけている。

学内警備においては、日日の警備上の特記事項の報告や一定期間の警備状況を集約した警備情報を的確に把握し、派生する諸問題を未然に防ぐように努めている。

危機管理について一元的な情報集約及び指揮命令統をもった体制の構築が課題である。

(3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

避難訓練など構成員全体に防災意識を啓発する施策を継続するとともに、今後は一元的な危機管理体制を構築し、加えて日常及び緊急時に機敏に対処できる危機管理マニュアルを作成する。

しかし、危機管理マニュアルは、マニュアルを作成すること自体が目的ではない。緊急事態が発生したとき、的確に機能するかを避難訓練等によって確認・点検し、順次マニュアルの改訂を行う。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学では、教育研究成果を広報誌などの印刷物をはじめ、大学紹介のホームページ・DVDなどを使用して広報活動を行っている。

本学では、教育研究の組織・施設など、全体を紹介するための広報誌としては入試広報部が中心となって発行している大学案内がある。そこには本学の建学の精神や各学部の教育目標・方針などが掲載されており、本学の教育内容や特徴をコンパクトにまとめている。

『名経大通信』は、平成13（2001）年度に、費用対効果という視点から広報誌を見直すこととし、以前、学内で発行されていた複数の広報誌を一元化して創刊された広報誌である。そのために広報編集委員会が設立され、そのメンバーも各学部学科・短期大学部から選出された教員と、事務局長・部長から構成され、学内外に配布している。

さらに、構成員全体の情報共有を目的に平成19（2007）年度より『学内報』を発行している。

本学では、教員は、7研究会、3センター、2研究所のいずれかに所属しており、そこで理論的・実証的な学術研究を行っている。その研究成果は、毎年発行される論集・研究所報に発表している。それら論集や研究所報は、学内の学生・教員はもちろんのこと、学外の教育・研究・行政機関などにも寄贈されている。

研究会で発行されている論集としては、次のとおりである。

- ・『経済経営論集』（経済・経営研究会）・『名経法学』（法学会）
- ・『人文科学論集』（人文科学研究会）・『自然科学研究会会誌』（自然科学研究会）
- ・『地域社会』（地域社会研究会）・『比較文化研究』（比較文化研究会）
- ・『幼児教育研究紀要』（幼児教育研究会）

センターで発行されている通信としては、次のとおりである。

- ・『学術研究センター通信』（学術研究センター）
- ・『名経大臨床栄養センターNEWS』（臨床栄養センター）・『MELC通信』（英語教育センター）

研究所で発行されている所報としては、次のとおりである。

- ・『研究所報』（消費者問題研究所）・『企業法研究』（企業法制研究所）

各種媒体による教育研究成果の公表にあたっては、それぞれ編集・校正等の過程で文言等の公正性・適切性についてチェックしている。

(2) 11-3の自己評価

本学では、広報編集委員会を設置して『名経大通信』や『学内報』を発行するなどの広報活動を行い、また学術研究センターを創設してオープンカレッジを開催するなどして教育研究成果を学内外に公表している。その他にも、講演会やイベントなどの告知はラジオ、新聞、雑誌などの広告媒体を利用するなどの広報活動を行っている。広報活動が「広報編集委員会」や「学術研究センター」などで積極的に実施されていることは評価できる。今後は広報活動に関する一元的体制の整備が必要である。

(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究機関・組織ごとに別々に発行・郵送している所報・論集・広報誌等の管理を1か所に集中させる部署の設置を検討する。

公正かつ適切に広報活動するため、学内でのチェックについて各部署の意思疎通を図る体制を整える。

[基準 11 の自己評価]

基本的な組織倫理の確立、研究成果・広報活動の体制の整備は適切になされている。社会状況の変化に応じ、改善への取組みを行っている。しかし、細かな整備と未然防止体制構築に向けた改善を図る。

危機管理体制の整備は十分でない。

また、地域社会とのつながりを求められるなか、広報活動のあり方を踏まえた上で、地域との連携・共存を視野に取り組んでいる。

[基準 11 の改善・向上方策（将来計画）]

基本的には、本学の建学の精神・教育理念に則した組織倫理の確立、研究成果・広報活動の体制の整備はなされており、この体制を維持し、厳格に運用していく。危機管理については、避難訓練など継続的に実施し、緊急時の適切な対処に努める。防災意識の向上に資するとともに緊急事態の発生に備え一元的な危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを作成する。

また、学内外への公正かつ適正な広報活動のより一層の積極的な展開とチェック体制の整備を行う。